

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年	結 業 度	法人名	()		
各連結法人における試験研究費の額	1	円	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	7	円
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		個別増減試験研究費の額 (1) - (7)	8	
特別試験研究費対象割合 別表六の二(五)「3」 別表六の二(五)「1」	3		個別増減試験研究費割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9	
各連結法人における特別 試験研究費対象金額 (別表六の二(五)付表「1」) × (3)	4	円	個別税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((9) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の 場合又は(7) = 0の場合は0.12とする。)	10	
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5		個別税額控除相当額 (5) × (10)	11	円
各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	6		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12	
			中小連結法人の試験研究費に係る当期 控除額の個別帰属額 (別表六の二(四)「18」) × $\left[\frac{(5)}{(6)} \text{ 又は } \frac{(11)}{(12)} \right]$	13	

別表六の二(四)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（四） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

$$2 \quad \left[\text{中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額} \right. \\ \left. (\text{別表六の二(四)「18」}) \times \left[\frac{(5)}{(6)} \text{又は} \frac{(11)}{(12)} \right] \right]^{13}$$

は、別表六の二(四)「7」の欄に記載された割合が5%を超える場合には「 $\frac{(5)}{(6)}$ 又は」を消し、その他の場合には「又は $\frac{(11)}{(12)}$ 」を消します。